

■ 北上消防広報 ■

FIRE SERVICE ACTIVITY

ふれあい1119

H30.3.23

NO.35



高齢者世帯防火指導



市内ホームセンターでの住宅防火PR

平成29年度 全国統一防火標語

火の用心 ことばを形に 習慣に



稻瀬地区で行われた災害防御訓練



火災予防PR(岩手ヤクルト販売タイアップ)

また、定期的な
作動確認も忘れず
に行いましょう。

あなたのお家の住宅用火災警報器は
どんな音が鳴りますか?

住警器は、古くなると**電池切れや機器の寿命**などにより作動しない場合があるため、10年たつたら取り替えましょう。

みんなを火災から守る
住宅用火災警報器!



3月1日から7日まで行われた春の火災予防運動では、稻瀬地区での災害防御訓練や、北上市内のホームセンター、西和賀町役場及びさわうち病院で住宅防火などのPRを行い、火災予防を行いました。また、北上市と西和賀町で、住宅用火災警報器の設置状況などの訪問調査を行いました。雪が解け、これからの季節は空気が乾燥し火災が起ころやすくなつてきます。みんなで注意しあい、火の用心をお願いします。

家庭ごみを野外で焼却する行為は、**条例**により**禁止**となっています。

焼却行為に関する規制

(条例第52条関係)

小規模の廃棄物焼却炉を使用すること及び野外焼却をすることが原則として禁止されます。

●家庭用小型焼却炉など



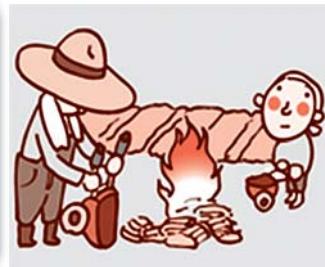
●庭先や空き地でのごみの焼却、一斗缶やレンガ囲いを使用したごみの焼却など



※ただし、例外として野外焼却が認められる場合があります。

岩手県では、県の条例により次の場合は**例外**として野外焼却が認められています。

- ・法令に基づく焼却（伝染病家畜、松くい虫被害伐木等の焼却）
- ・風俗習慣上の行事のための焼却（火祭り、どんど焼き等）
- ・農林業のためのやむを得ない焼却（草、木の枝、もみがら等の焼却）
- ・落ち葉の焼却その他の一過性の軽微な焼却（落ち葉、少量の剪定枝、空き地の刈りとった草木の焼却）



上記の場合であっても次のものは焼却禁止です。（例外は認められません）

●廃プラスチック類、ゴムくず、廃油、皮革



上記イラスト引用元：岩手県

火入れについて…

火入れとは、森林又はその周囲 1 km の範囲内で立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為で、**市町村長の許可**が必要です。

※岩手県のホームページでは、「平成 30 年版山火事発生マップ」で過去 5 年間の岩手県内の市町村別山火事発生状況などが見ることができます。

火災とまぎらわしい焼却をするときは…

北上地区消防組合火災予防条例により、落ち葉の焼却や刈りとった草木の焼却、またはどんど焼きなどを行う場合で、火や煙が火災とまぎらわしい場合には、事前に**「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書」**を消防署に届けなければなりません。

ご不明な点やお問い合わせは、お近くの消防署まで。

たき火や枯れ草焼きに注意!!

北上市と西和賀町の平成29年の火災件数は35件で、前年より15件増加しました。

発生した火災の原因をみると、**たき火や枯れ草焼き**などの野外焼却によるものが14件と最も多く、平成26年から4年連続で**出火原因の第1位**となっています。

火災は、例年4月から6月にかけて多く発生し、平成29年はこの時期に17件も発生しました。（全体の約49%）

また、たき火や枯れ草焼きなどの野外焼却中、風にあおられて近くの住宅や小屋に延焼した火災が6件あり、けが人も2名発生しています。

【火災件数】

種別	件数
建物火災	22件
林野火災	2件
車両火災	1件
その他の火災	10件

【出火原因別】

たき火などの野外焼却	14件
ガスコンロなど	3件
電気関係	2件
ストーブの煙突	2件
その他	6件
不明	8件

事例1 4月〇日10時40分頃

住宅敷地内にある杉を伐採し、杉葉を敷地内で焼却したところ、**風にあおられ**付近の杉林に延焼し、やけどを負った。

事例2 5月〇日9時30分頃

敷地内の杉の枯れ枝を焼却中、**その場を離れた**ため、風により飛び火し近くの資材置場に延焼。さらに、隣接する住宅も焼損した。

発生した火災をみると、火を完全に消さないで**その場を離れる、消火用具を用意していない**などといったことが見受けられます。



そこで、枯れ草などを焼却する場合は次のことに注意しましょう。

枯れ草などを焼却する場合の火災予防のポイント！

- ① 風の強いときは絶対に燃やさない。
- ② ホースリールや水バケツ等の消火用具を用意する。
- ③ その場を離れない。（離れる時は必ず火を消してから。）
- ④ 一度に大量に燃やさない。
- ⑤ 監視できない複数の箇所に火をつけない。
- ⑥ 建物の近くや、火が燃え移りやすい場所で火をつけない。
(数十メートル飛び火することがあります。)



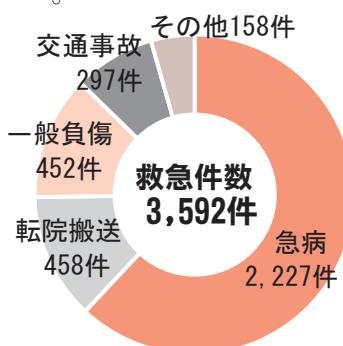
平成29年救急件数 過去最多!!

北上市と西和賀町の救急出動件数は359件で、前年より73件増加し過去最多となりました。

これは、一日平均約10件出動し、管内住民の28人に1人が搬送されたことになります。また、約半数の方が入院を必要としない軽症でした。中には、本来、救急車を必要としないケースもある可能性があります。

救急車や救急

医療は限りある資源です。いざという時のためにも救急車の適切な利用について考えてみませんか。



【歳入】 (単位:千円)

分担金	1,552,359
使用料及び手数料	1,705
繰越金	3,500
諸収入	9,187
組合債	191,500
財産収入	1
総額	1,758,252

【歳出】 (単位:千円)

議会費	1,510
総務費	1,207
消防費	1,663,376
公債費	89,159
予備費	3,000
総額	1,758,252

平成30年度当初予算の概要

北上地区消防組合の平成30年度当初予算が2月の組合議会定例会で可決されました。

予算総額は、17億5825万2千円で、前年度に比べて2億4304万5千円の増となりました。

平成30年度予算の主な歳入は、北上市・西和賀町の分担金が15億5235万9千円、組合債が1億9150万円などとなっています。

歳出は消防費の16億6337万6千円などで、主な内訳は職員人件費が11億1857万円、西和賀消防署新築に伴う造成工事や北上消防署北部消防庁舎建築に伴う用地取得等の消防施設整備事業費が3億8430万1千円などとなっています。

区分ごとの金額は左の表のとおりです。

既存建築物の用途変更する場合や、増改築などにより面積が増える場合は、建築確認申請等の手続きが必要となる場合があります。必要な手続きをせずに用途の変更や工事を行った場合、その建築物は建築基準法違反となつたり、消防用設備の不備による消防法違反の建築物となるおそれが高いので注意が必要です。

既存建築物の増改築や、既存建築物で用途を変更して事業を始める場合などは、必要な申請、手続きを怠りやすい状況ですが、そのような場合は事前に近くの消防署にご相談ください。

消防用設備等の設置義務が生じる可能性のある場合(例)

- ・空き建物を利用し福祉施設を開業したい
- ・空きテナントで飲食店を開業したい
- ・工場を渡り廊下で接続したい
- ・木造の物置を増築したい
- ・室内に間仕切りを作りたい
- ・窓に格子をつけたい

用途変更や増改築の手続について



北上・盛岡・奥州金ヶ崎の3消防本部で119番通報の受信を共同運用している指令センターの見学ができます。

個人または団体でも見学が可能ですので、ご利用の際は事前に、電話でお申し込みください。

○お問い合わせ先 019-613-6120
(盛岡中央消防署総務係)



岩手県央消防指令センター（盛岡中央消防署内）見学申し込みについて

